

2008年8月7日 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第50号）

「金融商品に関する会計基準（改正）」、「工事契約に関する会計基準」「資産除去債務に関する会計基準」の公表をふまえた改正のほか、多岐にわたる改正を実施しています。**項目によって適用時期がまちまちで、早いものではいきなり適用になるものもありますので注意が必要です。**

なお、詳しくは下記の金融庁ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20080807-1.html>

（金融商品に関する会計基準（改正））

<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/fv-kaiji/>

（工事契約に関する会計基準）

<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/kouji-keiyaku/>

（資産除去債務に関する会計基準）

<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/aro/>

（1）金融商品

「**金融商品に関する注記**」が新設され、従来の「有価証券関係」「デリバティブ取引」を包含した金融商品全体に関する開示が求められます。

（主な注記事項）

金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

金融商品に係るリスク管理体制

（**市場リスクの定量的分析に関する注記**も必要）

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等に関する事項（いずれも貸借対照表科目ごと）

貸借対照表日における貸借対照表計上額

貸借対照表日における時価

貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

時価の算定方法

・その他、有価証券とデリバティブ取引に関しては従来に準じた注記が必要

<適用時期>

2010年3月31日以後終了事業年度末（四半期は**2010年4月1日以後開始事業年度**）（早期適用可）

(市場リスクの定量的分析に関する注記については、2011年3月31日以後終了事業年度末より)

(2) 工事契約

- ① 長期請負工事に関する収益の認識基準は従来「工事完成基準」と「工事進行基準」との選択適用が可能でしたが、今後は工事進行基準が原則となります。
- ② 工事契約について損失が見込まれる場合には「**工事損失引当金** (負債)」を計上します。
- ③ 下記の注記が必要になります。

(重要な会計方針 (連結財務諸表作成の基本となる重要な事項)) 工事収益の認識基準

((連結) 貸借対照表関係) 工事損失引当金の注記・・・年度、中間、四半期

((連結) 損益計算書関係) 工事損失引当金繰入額の注記・・・年度のみ

<適用時期> **2009年4月1日以後開始事業年度** (早期適用可)

(3) 資産除去債務

- ① 固定資産の取得時に将来の除却損失を「**資産除去債務**」として負債計上することとなります。
- ② 新たに下記の「**資産除去債務に関する注記**」を記載することになります。

年度	中間 (半報)	四半期 (1～3Q)
資産除去債務のうち (連結) 貸借対照表に計上しているもの ・ 資産除去債務の概要 ・ 資産除去債務の金額の算定方法 ・ 当事業年度 (連結会計年度) における資産除去債務の総額の増減 ・ 資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額	資産除去債務のうち中間 (連結) 貸借対照表に計上しているもの ・ 当中間 (連結) 会計期間における資産除去債務の総額の増減 ・ 資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額	資産除去債務のうち <u>会社の事業の運営において重要なもの</u> となっており、かつ、当該資産除去債務の四半期 (連結) 貸借対照表計上額 <u>その他の金額に前年度末に比べて著しい変動が認められるもの</u> ・ 変動の内容 ・ 当四半期 (連結) 累計期間における資産除去債務の総額の増減
資産除去債務のうち (連結) 貸借対照表に計上していないもの ・ 当該資産除去債務の金額を合理的に見積もることができないため (連結) 貸借対照表に計上していない旨、その理由及び当該資産除去債務の概要	資産除去債務のうち中間 (連結) 貸借対照表に計上していないもの ・ 当該資産除去債務の金額を合理的に見積もることができないため中間 (連結) 貸借対照表に計上していない旨、その理由及び当該資産除去債務の概要	資産除去債務のうち四半期 (連結) 貸借対照表に計上していないもの ・ 当該資産除去債務の金額を合理的に見積もることができないため四半期 (連結) 貸借対照表に計上していない旨、その理由及び当該資産除去債務の概要

- ③ 有報（連結）附属明細表に新たに「資産除去債務明細表」が加われました。
（年度のみ（連結会社は連結、非連結会社は個別））

【資産除去債務明細表】

区分	前期末残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）

<適用時期> **2010年4月1日以後開始事業年度**（早期適用可）

（4）その他

① たな卸資産の区分表示の変更

年度・四半期では連結・単体とも原則として「**商品及び製品**」「**仕掛品**」「**原材料及び貯蔵品**」に統一されます（中間では従来どおり「たな卸資産」一本表示）。「たな卸資産」一本表示することもできますが、そのときは貸借対照表注記で「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」相当額を注記する必要があります。

<適用時期>

2009年3月31日以後終了事業年度末（四半期は**2009年4月1日以後開始事業年度**）（早期適用可）

② 特別目的会社に関する注記箇所の明確化

子会社に該当しないものと推定される特別目的会社に関する注記は

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・連結の場合：連結財務諸表作成の基本となる重要な事項（連結の範囲に関する事項） ・非連結の場合：持分法損益等 |
|---|

に記載することとなります。

<適用時期> **2008年4月1日以後開始事業年度**

（**2008年9月30日以前に終了する四半期（中間）会計期間については任意適用**）